

誓約書

年 月 日

明石市長 様

申請者 住所（法人にあっては、登記事項証明書の本店の所在地）
（〒 ）

住所（法人の登記事項証明書の所在地と異なる場合は、主たる事務所の所在地）
（〒 ）

ふりがな
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

申請者は、明石市屋外広告物条例第39条第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約します。

明石市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第39条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第37条第1項の規定による申請に係る申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、若しくは当該添付書類に不備があるときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）第47条の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者
- （2）法人である屋外広告業者が第47条の規定により登録を取り消された日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （3）第47条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）法人であってその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- （6）屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- （7）営業所ごとに第44条第1項に規定する業務主任者を選任していない者